

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○電子記録債権法の施行期日を定める政令（三四一）

○特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（三四二）

○特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四三）

○確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令（三四四）

〔省 令〕

○地方自治法施行規則の一部を改正する省令（総務一七八）

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通九二）

〔告 示〕

○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁六八）

○指定統計を作成するために集められた調査票の使用に関する件（総務五八三、五八七）

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三）

○日本国に帰化を許可する件（法務五〇五）

○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一五九〇、一五九三）

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一四七）

○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通一三二一）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同二三二）

○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同二三三）

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、平成二十年度から砂防設備工事を施行する件（同二三四）

○水路測量の実施に関する件（海上保安庁三〇〇）

○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛二一四）

○道路に関する件（近畿地方整備局一五八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 内閣府 法務省 財務省 文部科学省

〔叙位・叙勲〕

〔褒 賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

中部地方整備局公示（中部地方整備局）
労働 労働 労働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
最低賃金の改正決定に関する公示（神奈川県労働局最低賃金公示三）

〔資 料〕

閣議決定等事項

〔公 告〕

諸事項

官庁

公証人法第十三条に規定する公証人の採用に関する公告、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国人、南富良野区域特定地域整備事業実施計画の公告、建設業の営業の停止命令関係

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係、特殊法人等

企業年金基金清算結了・清算人退任関係

地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三十八条 ふん尿等浄化装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有するものであること。</p> <p>イ 水素イオン濃度が、六以上八・五以下であること。</p> <p>ロ 生物化学的酸素要求量が、一リットル当たり二十五ミリグラム以下であり、かつ、化学的酸素要求量が、一リットル当たり百二十五ミリグラム以下であること。</p> <p>ハ 浮遊物質量が、一リットル当たり三十五ミリグラム以下であること。</p> <p>ニ 大腸菌群数が、百ミリリットル当たり百個以下であること。</p> <p>ホ 塩素を使用するふん尿等浄化装置にあつては、残留塩素が、一リットル当たり〇・五ミリグラム以下であること。</p> <p>ヘ 浮遊固形物が、当該排水に含まれないこと。</p> <p>ト 周囲の海水に変色を生じさせないこと。</p> <p>二 船舶内において発生するふん尿等の浄化のための十分な能力を有するものであること。</p> <p>2 ふん尿等浄化装置を設置する船舶には、当該ふん尿等浄化装置の取扱い及び保守に関する説明書を備えていなければならない。</p>	<p>第三十八条 ふん尿等浄化装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有するものであること。</p> <p>イ 生物化学的酸素要求量が、一リットル当たり五十ミリグラム以下であること。</p> <p>ロ 浮遊物質量が、一リットル当たり五十ミリグラム以下であること。</p> <p>ハ 大腸菌群数が、百ミリリットル当たり二百五十個以下であること。</p> <p>ニ 浮遊固形物が、当該排水に含まれないこと。</p> <p>ホ 周囲の海水に変色を生じさせないこと。</p> <p>二 船舶内において発生するふん尿等の浄化のための十分な能力を有するものであること。</p>